一般墓地貸付要領について

1 相生市営墓園の使用料・管理料について

墓園	面積	永代使用料	永代管理料	合計	角地
	(m^2)	(円)	(25,000 円/m²)	(円)	準角地
	2	170,000	50,000	220,000	
	4	352,000	100,000	452,000	
相生墓園	6	540,000	150,000	690,000	角地:使用料10%加算
東部墓園	8	728,000	200,000	928,000	準角地:使用料5%加算
	9	828,000	225,000	1,053,000	
	1 2	1,140,000	300,000	1,440,000	

- ※ 返還墓地のため、当該墓地の一部に前使用者が設置した縁石があります。 使用者側で新たに縁石を設置される場合は、既設の縁石の撤去費用は使用者側の負担となり ますのでご注意ください。
- 2 貸付条件(次の全てを満たす方)
 - ①市内に本籍を有するか、住所をおいて6カ月以上経過している方
 - ②墓地のない方
 - ③重複申し込みは出来ません(兄弟、親族等での申し込みなど)
 - ④墓地使用料、管理料を一括納付出来る方
- 3 貸付申込みについて
 - ①申込受付期間 土日祝年末年始を除く午前8時30分~午後5時15分
 - ②申込み受付場所 相生市環境課管理係窓口(相生市役所2号館1階)
 - ③貸付可能な墓地を確認し、別添の「一般墓地使用許可申請書」及び「誓約書」に必要 事項を記入及び「申請者の本籍地が記載されている住民票」を添付の上、市環境課へ ご提出ください。
- 4 その他
 - ①貸付条件並びに条例等に違反があった場合、無条件で返還していただきます。
 - ②許可後は速やかに手続きをしていただきます。(使用料・管理料の納入)

 $\pm 678 - 8585$

相生市旭一丁目1番3号 相生市市民生活部環境課管理係

電 話 0791-23-7131

FAX 0791-23-7157

e-mail kankyo@city.aioi.lg.jp